

47. 一楽照雄が提唱した農住都市構想と農林省による農村住宅団地建設計画の関係性に関する研究

The Research on The Relationship Between “AGRICULTURE-RESIDENCE CITY INITIATIVE” Envisaged by TERUO ICHIRAKU and The Construction Plan of AGIRCULTURE-RESIDENCE HOUSING COMPLEX by The Ministry of Agriculture and Forestry

原 洪太
Kota Hara

Agriculture-residence Initiative urged by Teruo Ichiraku from 1967 to 1970 aiming at supplying houses by farmers yielded the result as some national programs. He wrote the purposes and approaches on this initiative in 5 discussions. One of those programs is the Construction plan of Agriculture-residence housing complex by The Ministry of Agriculture and Forestry. Basic initiative of Agriculture-residence housing complex in Kakio area was made under this program by the Kawasaki-City Tama Agricultural Cooperatives with The Study group of Agricultural Cooperatives. Philosophy of this program and the contents of this basic initiative in concrete area reflected the concept of the initiative by Teruo Ichiraku.

Keywords: Agricultural-Residence Initiative, Teruo Ichiraku, The Construction plan of Agriculture-Residence Housing Complex, suburban farming village, suburban development, Kakio Area
農住都市構想、一楽照雄、農村住宅団地建設計画、近郊農村、郊外開発、柿生地域

1. はじめに

2018年4月、田園住居地域の創設により、農地は都市計画法上も都市の構成要素となり、その存在により良好な居住環境をもたらすものとの位置づけを得た。また、2022年の生産緑地の解除が迫る中、都市の中に農地が入り込んでいる日本特有の環境が見直され、『都市計画』において「農のアーバニズムへのヒント」¹⁾という特集が組まれるなど、農と住の共存に関する関心は高まっている。人口減少が進む現在、農と住の共存はより重要性を増していきだろう。しかし、農と住の共存する市街地像の検討はこれまでもなされていた。

1960年代後半、ニュータウンの造成、郊外の住宅地の開発が進み、都市内、そして都市近郊の農地は存立の危機を迎えていた。当時協同組合経営研究所理事であった一楽照雄によってその状況に対応すべく唱えられた農住都市構想は、構想に留まることなく、農林省や建設省に取り上げられ、山本(1980)²⁾は「農住都市建設による住宅・宅地の供給はある程度の実績をあげている」としている。

また1970年より、農林省が「農村住宅団地建設計画」という助成事業を創設した。これは農協によるその管轄地域についての調査、計画策定を助成するもので、山本(1980)によれば、昭和54年度までに32地域が補助を受けているものの、実際の住宅開発地区の事業実施に至った地域は19にとどまり、そもそも農住都市構想は事業化についての内容を含んでいないこともあって、この助成事業における住宅地創設の方法は当初の農住都市構想の理念とは異質であるとしている。しかし、山本(1980)や、農村住宅団地建設計画について触れていても、農住都市構想から派生した事業としての紹介に留まる佐藤(1975)³⁾などの既往研究では、助成事業の内容については明らかにしてい

ない。また、前述の農村住宅団地建設計画が実施された個々の地域については、川崎市柿生地域に関して山名(1979)⁴⁾や藤野ほか(1985)⁵⁾や、小場瀬ほか(2010)⁶⁾などの研究が、安佐町日浦地域に関して地井(1977)⁷⁾などの研究があるが、具体的な住宅地創設の事業及びその後の経過を明らかにしているものの、農住都市構想との詳細な比較は行っておらず、また実際に住宅地が建設された地区を含む、より広域の計画の内容については言及していない。

以上を踏まえて、本稿は、一楽照雄が提唱した農住都市構想の内容を整理した上で、その構想と農林省の助成事業である農村住宅団地建設計画との関係性を、施策理念およびその実践としての具体地域での計画内容という二つの視点から明らかにすることを目的とする。

2. 研究の構成と調査手法

まず3章において、一楽照雄が『協同組合経営研究月報』等の雑誌に発表した農住都市構想に関する5編の論考を、その経緯、当時の一楽の問題意識を把握した上で目的と手段について整理を行う。

4章では、農村住宅団地建設計画について、農林省作成の「農村住宅団地建設計画の推進に関する調査研究等実施要領」⁸⁾や「農村住宅団地建設計画の推進に関する調査研究等実施要領の運用について」⁹⁾及びそれらの一部改正¹⁰⁾¹¹⁾、「農村住宅団地建設計画の推進について」¹²⁾により、その事業理念を確認した上で、3章で抽出した枠組みに沿って、構想の目的と構想実現の手段を整理し、農住都市構想との比較を行う。

5章では、農村住宅団地建設計画の事業実施地域の一つである、柿生地域を対象として実際の地域で策定された計画内容についての検証を行う。『柿生地域農村住宅団地建

設基本構想 及び 西百合ヶ丘地区農村住宅団地建設基本計画書¹³⁾ や、策定経緯に関する公文書を用い、その特徴を明らかにするとともに、ここでも3章での枠組みに沿って目的と手法の整理を行い、農住都市構想との比較を行う。

そして6章において、構想—施策—計画の3つの関係性について、改めて考察を加える。

3. 一楽照雄が提唱した農住都市構想

3-1 一楽照雄の略歴

一楽は農林中央金庫に長らく勤務し、指導的な立場を経験したのち、協同組合経営研究所の理事長となる。その間の論考で「(協同組合は)組合員の利益を追求しながら、少しずつでも、社会の不公平なしきたりを打破して、公正な分野を作り出し広げていくための組織である。」¹⁴⁾と述べている。このように理事長として協同組合の在り方について検討する中で農住都市構想が着想されたと考えられる。その理事長であった期間に、農住都市構想に関する5編^{15) 16) 17) 18) 19)}の論考を発表している。

表1 一楽照雄の略歴及び農住都市構想の発表

西暦	出来事、農住都市構想に関する論考の発表
1906年	徳島県那賀郡に生まれる
1930年	東京帝国大学農学部卒業
	農林中央金庫勤務
1958年	全国農業協同組合中央会常務理事就任
1966年	協同組合経営研究所理事長就任
1967年	「協同組合による農住都市づくり」
1968年	「近郊農村の村づくり」 「農住都市づくりの構想」
1970年	「農住都市づくりと農協」 「農住都市づくりについて」
1971年	日本有機農業研究会幹事就任
1994年	87歳で逝去

3-2 農住都市構想の経緯

一楽は、「農住都市ということばは、当時経済企画庁の国民生活局長をしていた中西一郎氏と話していたときに、氏の口から出たことばであ」¹⁷⁾と述べている。中西は1967年7月の『協同組合経営研究月報』に、「農と住の併建」²⁰⁾という題で論考を寄稿し、『農と住の併建』とは、首都圏などにおいて農業構造改善と大都市ベッドタウンたるべき衛星都市群を計画的に併行して建設することを意味する。そして、それを担当する主体は、それらの土地を所有している農村側自身であるべきだという考え方であるとし、これに関し、「数人で検討中である」ともしている。

ただし、一楽自身は中西のこの論考よりも一月早く、1967年6月の『協同組合経営研究月報』の「協同組合による農住都市づくり」において「農住都市構想」の語を用いており、これが初出である。これらのことから、「農住都市構想」は、一楽照雄が中西一郎ほか数名との検討を行う中で生まれた構想であると考えられる。

3-3 一楽照雄のとらえた問題点

発表された5編において指摘されている問題点を主体別に整理すると以下の通りである。なお、全ての論考で以下の問題点を全て挙げているわけではなく、発信する媒体に

よる相違は見られる。以下に5編で触れられている問題点を示す。文中のa, b, c, d, eは触れられている論考を表し、その対応は表2を参照。

①農協に関する問題点

農家が土地を売った際の対価の貯金の吸収のみを行い、本来の農協の業務が疎かになっている(a, b)。

②農家に関する問題点

土地を売ったことで、農地という生産手段を失い、得た土地代金も投資や事業に回して失敗し、生活の安定を失っている(b, c, d, e)。また所有する土地の近隣や内部での小規模な宅地開発により、農地の周辺に住宅が混ざりこみ、農地が住宅からの公害を受け、荒廃してしまう(c, d)。

一方で土地所有者として発生すると一楽が考える社会的責任を全うせず、「地域社会の健全な発達を忘れて、近視眼的利己的視野での行動だけしかでき」ていない(b, d)。

③開発業者に関する問題点

宅地転用目的で購入した土地に手を付けないままとし、不作耕地としてしまうことで、農家の営農意欲を下げることに繋がっている(b, c)。さらに、住宅地形成の際には、自らの儲けのみを目的とし、従前の近郊農村には存在した自然環境を壊し、低質な住宅街を生み出してしまふ(b, c)。

④自治体に関する問題点

地域内の人口の増加を発展と捉え、健全な形での地域社会建設に寄与していない(b)。

⑤社会状況に関する問題点

②で挙げた土地所有者の社会的責任と関わるが、移動や再生産が不可能で、商品として捉えるべきではない土地を商品として捉えてしまっている(c, d)。

住宅供給の多くを民間業者に依っているため、高所得者向けの住宅が主となっている(c)。これと関連し、土地を細分化して販売するため、移住者が購入する段階では、多くの人が手を出せないような値段となってしまう(b, d)。

適切な土地利用区分を欠き、居住にも営農にも適さない土地を生み出している(b, c)。

一楽の農住都市構想は、こうした問題点全てに直接答えているわけではないが、農と住をめぐる広い視野に基づく問題意識のもとで提唱されたのである。

3-4 農住都市構想の目的と手段とその変遷

5編で、それぞれに細部の違いがみられるが、目的は「農住都市づくりと農協」及び「農住都市づくりについて」に示される通り、「農家経済の安定」「都市農業の確立」「住宅の供給」「良い環境づくり」の4点に、手段は「合理的な土地利用」「共有的な土地所有」「農民主体の計画策定」の3点に分類することができる。(表2)

5編の中で、以下の3点が大きな変遷としてあげられる。

1点目に、a, bは農業について消費地への近接性を活かしての食糧生産のみを利点としてあげていたが、c以降はレジャー農園の形としての都市農業も追加されている。

2点目に、土地所有の方法が、a, bは農民が所有するとしていたが、c以降では、持ち分で案分しての共有に変化

している。それに伴い、住宅の供給も土地共有集団が行う形に変化している。

3点目に、計画の樹立方法が、bでは農協主体としていたが、c以降では農民主体に変化している。当事者としての農協を想定していたと考えられるが、農民の方がより本質的な主体であると捉えたと考えられる。

4年という期間ではあるが、表2に示す通り、徐々に充実していく姿を見て取ることができる。ただ、「農住都市

づくりについて」は学士会会報への寄稿で、農業もしくは都市計画分野の読者のみに向けたものではないことよっての違いが見られるのみで、充実の結果とは言いがたい。そこで、ここでは、1970年「5月18日開催・農住都市建設協会主催・農住都市研修会での話の記録を一部加除して」¹⁸⁾作成された「農住都市づくりと農協」を農住都市構想の最終版として扱う。以降本稿では、「農住都市構想」とは、基本的にこの論考の内容を指すこととする。⁽¹⁾

表2 農住都市構想の論考ごとの変遷

※各々の論考からテーマごとに指摘箇所を抽出した。ゴシックは主内容

論考	目的				手段		
	農家経済の安定	都市農業の確立	住宅の供給	良い環境づくり 居住者の交流 農と住の混在	合理的な土地利用	共有的な土地所有	農民主体の計画策定
a 「協同組合による農住都市づくり」、『協同組合経営研究月報』, No. 165, 1967年6月号, p. 2, 協同組合経営研究所		「地域内に住宅地が出来て、人口が急増することは、農産物の需要の接近を意味することであり、販路を目の前にするという経営の有利性は、やり方によっては相当に発揮できる」	「建築についても資材の供給その他を農協として援助することができよう」	「移り住んできた人々には、生活協同組合の結成または加入を奨励し、その設立および運営には、農協として積極的に物心両面からの協力と援助をすることである」	「地形、地味、交通等を考慮して、宅地化すべき土地と、農地として残すべき土地を、合理的に区分した上で宅地化が進められるようにする」	「整地して宅地として完成するまでの作業は、農民所有のまま農協の手によって取り運ぶことが望ましい」	
b 「近郊農村の村づくりー協同組合による農住都市の建設ー」、『協同組合経営研究月報』No. 176, 1968年5月号, p. 46-50, 協同組合経営研究所		「農業経営は近郊農業というよりは、都市農業と称すべきであって、その作目、生産様式特に販売方法においては顕著な特色が発揮できるはずである」	「宅地造成の工事は、これを農協の手によって行うのである」	「両協同組合の活動を積極的にして、農家と非農家の交流を強くする」	「地域内の自然条件や交通状態、農地の地味、水利等すべてを考慮して、住宅地にする(なるとはしない)土地を選定し、農地として残す区域と区別する」	「宅地に造成した後においても、農家はその土地を売らないことを原則とす」る	「農協は(中略)その地域農村の今後をいかなる姿のものにするかのヴィジョンをつくる」
c 「農住都市づくりの構想」、『土地住宅総合研究』通号 19, 1968年8月号, p. 32-37, 土地住宅総合調査会	「濫開発を防止し、農地の転用面積を節約し、農家経済の長期的安定を期する」	「消費市場に近接しているという有利性を発揮」 「農家から提供してもらった土地を(中略)日曜農園とし、団地住民に賃貸」	「(共有の)宅地に所有者の共有で、中高層アパートや一戸建住宅を建設」 「生活協同組合の手で住宅を建設することを希望してくれば、これに宅地を賃貸する相談にも応ずるべき」	「人々が平等の立場での交流の場を盛んにし、自治によっての、ものごとの処理を体験する機会を多くして、各自の自治能力を増進させることが、地域社会を建設するための基本条件」	「屋上からはもちろんのこと、窓からも常に田園の風景を見ることができ」る	「地目、地形、土質、位置等を考えて、住宅団地とするのに最も適当とすべき地区を、地域内の農家の相談によって決定する」	「住宅団地に選定された土地の所有者だけは、集団を形成して、共同で宅地を造成し、提供面積に応じた持ち分で造成宅地を共有すべきである」
d 「農住都市づくりと農協」、『協同組合経営研究月報』, 通号 202, 1970年7月号, p. 2-16, 協同組合経営研究所	「この三つ(筆者注:都市農業の確立、住宅の供給、生活のよき環境づくり)のことと、農家経済の安定とは、相互に関連するものであります」	「地場消費の需要が非常に多くなります」 「余暇を土いじりに当てたいという非農家の人々の、その土いじりの手伝いという意味での仕事も起こり得ると思うのです」	「農協の指導応援の下での農民集団による自己所有地での住宅供給」	「この(移住者と既存住民の)人と人との間、よき関係をつくるということ、すなわちコミュニティづくりが最終の目標である」	「住宅団地が農地によって取り囲まれて、そこにいろいろな作物が手入れよく栽培されているということ、それだけで、住宅団地の人々の目を楽しませ、心を和らげさせる」	「農住都市における造成宅地は、提供土地の面積に比例した持分によっての共有にすることが妥当であり、またこうせざるをえません」	「部落毎での話し合ということを中心にして進めて行かなければならない」 「農民の主体性を確保しなければならないが、理解の深い学識者や技術者の助言や協力を、十分に仰がなければならない」
e 「農住都市づくりについて」、『学士会会報』, 708, 1970年7月号, p. 4-8, 学士会	「どの企業が建設するよりも、実質的に良い住宅を、できるだけ安い家賃で提供すれば、それは農家の経済の長期的安定に役立つ」	「生産物の販路が生産者の目に在る。地場消費に充てれば、販売経費は大いに節約できる」 「日曜農園の経営」	「(農家は)土地を価格に釣られて売ることなく、集団して宅地化し、そこに住宅を建設する」	「迎え入れる多くの人々と、旧来からの住民が、相識り相扶け合う郷土づくりをするのである」	「風致が良く、健康的で、生活しやすい都市をつくるには、農村の中に住宅団地をつくり、周辺の農地を集約的農業に利用するほかに方法はない」	「適当な地域毎に、その全域について、農地として恒久的に残すべき区域と、住宅団地の建設に充てるべき区域を当該地域内の土地所有者である農民全員の相談によって区分する」	「住宅団地の造成に充てる区域の土地の所有者は、集団を形成して、その土地を宅地に造成し、提供した土地の面積に按分した持分によって共有する」

4. 農村住宅団地建設計画

4-1 農村住宅団地建設計画の概要

この事業は農林省によって行われたもので、1970年7月25日付で「実施要領」が農林事務次官依命通達として出されている。「実施要領」や「その運用について」においては明言されていないが、1970年7月の農林省農政局農業協同組合課作成の『農村住宅団地建設計画の推進について』には、農住都市についての言及があり、農住都市構想を土台とした事業であることが確認できる。⁽²⁾

4-2 農村住宅団地建設計画の調査及び計画立案プロセス

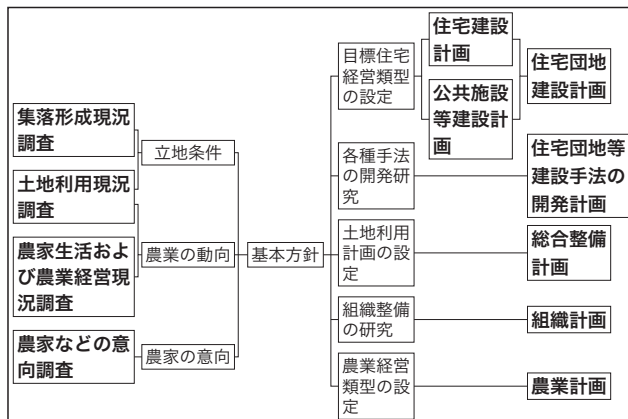


図1 農村住宅団地建設計画の調査及び計画立案プロセス

※参考文献12より筆者作成

農村住宅団地建設計画では、調査・計画の対象とする地域を「推進地域」とし、これは農協の区域全域もしくは一部としている。その中で、原則20ha以上で、その地区における開発を土地区画整理事業で行う準備がある「住宅開発地区」を含むことを条件としており、実際の住宅地建設はこの住宅開発地区において行うことを想定していたと考えられる。

農林省は推進地域内での調査4種を実施し、基本方針を打ち出して、計画7種を策定することを指示している。

4-3 農村住宅団地建設計画の目的と手法

農住都市構想について整理を行った際の枠組みに沿って目的と手法を整理すると、表3の通りとなる。

この中で、良い環境づくりという目的の居住者の交流と農と住の混在の両者、及び共有的な土地所有という手段に

ついては、調査や計画の指示の中に合致する箇所を見出せない。また、計画策定主体について、一楽は農民主体としているが、ここでは農協主体としているという違いはある。しかし、その他の点については、農住都市構想の内容との一致が見られる。このことから、農村住宅団地建設計画は農住都市構想を土台にしているのみならず、内容の面でも農住都市構想を実現することを目指した事業であったことがわかる。

5. 柿生地域における計画策定

5-1 研究対象

表4 農村住宅団地建設計画地区一覧

※参考文献2より筆者作成

地区		年度	住宅開発地区の事業(1980)	建設住宅戸数
実施	事業の状況			
北海道江別市	江別太	45	○ 区画整理完了	455
北海道亀田市	本通東山		○ 区画整理完了	394
宮城県仙台市	中田	45	○ 区画整理完了	420
茨城県取手市	新取手駅前	45	×	
茨城県水海道市	豊岡		×	
茨城県日立市	田尻浜		○ 造成工事中	
栃木県栃木市	大宮	45	×	
群馬県太田市	九合南部	45	×	
埼玉県川口市	安行	45	×	
千葉県君津市	宮下	45	○ 造成工事了	
東京都町田市	真光寺、広袴	45	×	
神奈川県川崎市	西百合ヶ丘	45	○ 造成工事中	
長野県長野市	若槻	45	○ 区画整理完了	370
静岡県三島市	加茂	45	○ 造成工事了	
静岡県静岡市	高松		○ 区画整理完了	276
静岡県静岡市	東新田		○ 造成工事了	
新潟県新潟市	鳥屋野、女池		○ 区画整理完了	
愛知県東浦町	緒川新田	45	×	
三重県久居市	中町	45	○ 区画整理完了	137
兵庫県加古川市	友沢	45	×	
京都府田辺町	草内		×	
奈良県三郷町	立野	45	○ 造成工事中	237
岡山県岡山市	白石	45	○ 区画整理完了	
岡山県岡山市	白石花尻		○ 区画整理完了	
広島県坂町	坂本郷	45	×	
広島県安佐町	日浦	46	○ 造成工事了	
山口県下関市	勝山	45	○ 規模縮小して推進中	
香川県詫間町	神田	45	×	
香川県高松市	高松		○ 区画整理完了	155
福岡県北九州市	曾根下貫	45		
福岡県久留米市	長門石		○ 造成工事了	227
熊本県荒尾市	荒尾		×	

農村住宅団地建設計画では、農協側からの申請の下、1970年度に20地域及び1971年度10地域²¹⁾、その後1979年度までに2地域が選定されている²⁾。表4に全地域の年度、1980年時点での住宅開発地区の事業実施の有無、及びその進捗状況、建設住戸数を示す。なお、年度の空白欄

表3 農村住宅団地建設計画と農住都市構想の比較

論考	目的					手段		
	農家経済の安定	都市農業の確立	住宅の供給	良い環境づくり		合理的な土地利用	共有的な土地所有	農民主体の計画策定
				居住者の交流	農と住の混在			
農住都市構想	都市農業の確立、住宅の供給、生活のよき環境づくりにより農家経済の安定を図る	消費地への近接性を活かした地場消費の需要の取り込み 移住者のための観光農業を展開する	農民集団による自己所有地での住宅供給	移住者と既存住民との間に、よき関係をつくる	住宅団地を農地が取り囲むことで移住者の住環境を良好にする	自然状況を把握した上で農地にすべき土地と住宅地にすべき土地を農民自身が区分け	土地提供者が集団で土地を、提供面積に按分して共有する	理解の深い専門家の助言や協力を仰ぎながら、農民主体で行う
農村住宅団地建設計画	農業経営現況、住宅建設意欲に関する調査	農家生活の調査は都市農業の確立が一つの目的	(地域住民) 農家が行うことを想定している	言及無し	言及無し	土地の性質を調査した上で土地利用計画を定める	言及無し	農協主体で専門家の意見を聞く
両者の関係	○	○	○	×	×	○	×	△

は、事業年度が不明であることを示す。13の地区で住宅開発地区の開発事業が中止もしくは具体的な動きがない。

本章では、これら農村住宅団地建設計画の事業対象地区の中から、既往研究で着目され、資料の残存状況もよい⁽³⁾柿生地域をとりあげ、助成事業で実際に策定された内容を把握し、それと農住都市構想との関係性を分析していく。

5-2 柿生地域の概要

農村住宅団地建設計画の推進地域に選定された柿生地域(1780ha)は1969年2月末日まで存在した柿生農業協同組合の管轄地域であり、概ね現在の川崎市麻生区の範囲にあたる。川崎市の北西部、都心から20～30kmの場所に存在し、その大部分は多摩丘陵に属し、平地は一部の地域に限られる。

1960年代に周辺では、大規模な面的開発、特に東隣の生田地域での、当時の日本住宅公団による百合丘団地などが行われ、都市化が進んでいた。その中で柿生地域は、柿生農協が土地売却を避けるよう指導を行っていたこともあり、都市化の波が希薄な地域であった。

上記のような中で、多摩ニュータウン開発に合わせた小田急電鉄による新線建設及び沿線開発計画が持ち上がる。柿生地域における住宅開発地区である西百合ヶ丘(41ha)は、新線の分岐駅を中心とする地区である。

5-3 計画策定の経緯

上記のような中で、多摩ニュータウン開発に合わせた小田急電鉄(以下、小田急)による新線建設及び沿線開発計

画が持ち上がる。柿生地域における住宅開発地区である西百合ヶ丘(41ha)は、新線の分岐駅を中心とする地区である。

表5 柿生地域に関わる出来事

年月日	出来事
1967年10月16日	小田急電鉄株式会社、現地測量を開始。
1968年10月25日	小田急電鉄株式会社、マスタープランを発表。
1969年3月1日	柿生農協含む4農協が合併。
1969年4月26日	川崎市多摩農協柿生支店にて農住都市建設の推進に向けた研修会にて、一楽照雄による講演会。
1969年6月10日	この日発行の『農協だより』で「実現させよう農住都市構想」と題し、農住都市構想についての解説を行う。
1969年9月	西百合ヶ丘の開発について、農協建築研究会に手伝いの依頼を行う。
1969年11月	川崎市より非公式に農業者に線引きの第一次素案が内示される。
1969年12月	川崎市多摩農協、柿生地区における農住都市建設計画を発表。
1970年10月24日	川崎市多摩農協、農村住宅団地建設計画推進地域調書を神奈川県に提出。
1970年11月11日	農住建設西百合ヶ丘相談会を結成。自主性を重んじ、1世帯3万円の拠出を持って会を運営。
1970年12月15日	神奈川県より川崎市多摩農協に農村住宅団地建設計画推進事業を委託。
1971年1月12日	柿生地域全域の計画策定の事業開始。
1971年3月	『柿生地域農村住宅団地建設基本構想 及び西百合ヶ丘地区農村住宅団地建設基本計画書』策定。

柿生地域では、1969年6月発行の『農協だより』²²⁾で農住都市構想が特集され、ここでは農住都市構想は「土地所

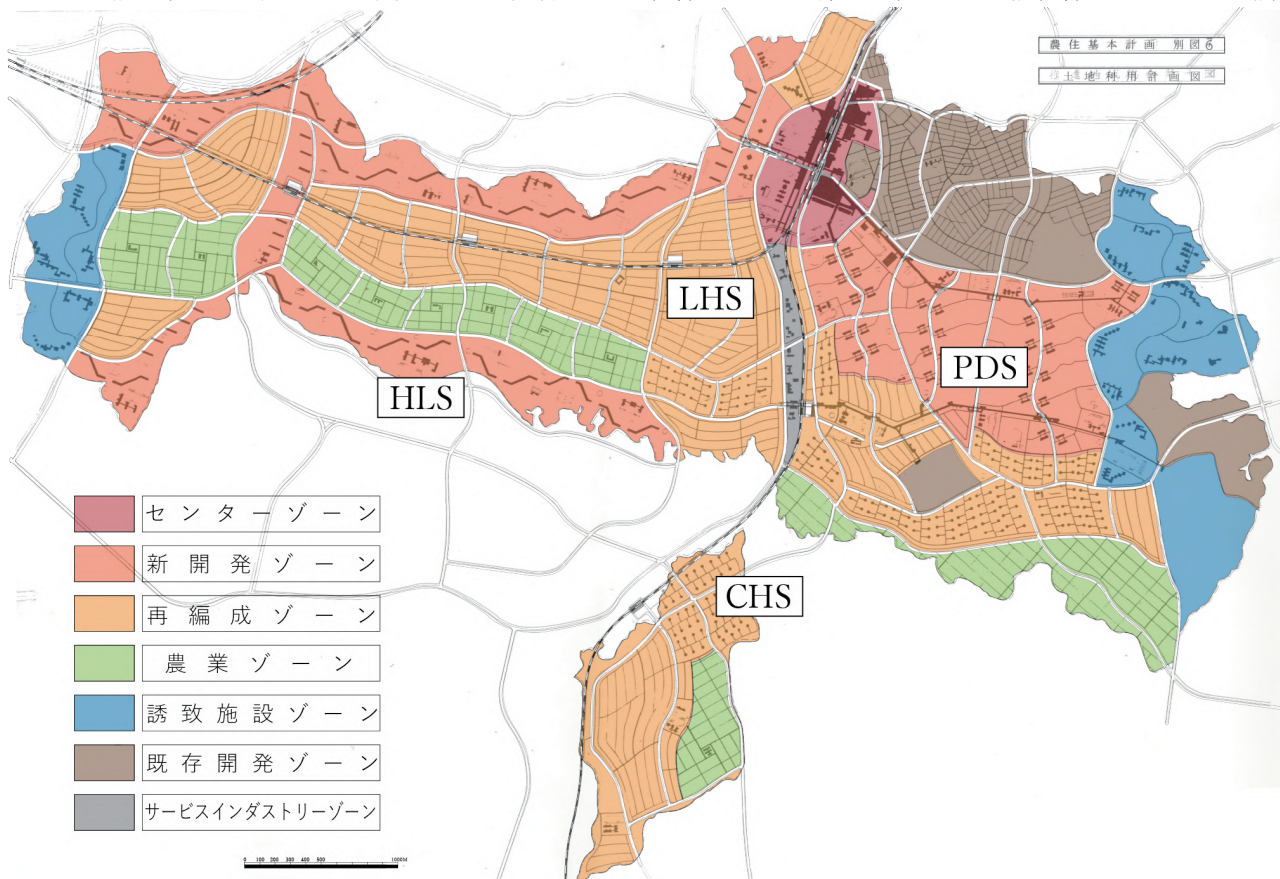


図2 土地利用計画図及び推進地域総合計画図

※参考文献13より筆者が加筆して作成

有者が区画整理組合をつくって共同で宅地造成をおこない、面積に応じて共同所有し「都市と農村とが融合した形で、緑のある住みよい都市を、計画的に作ろうとするもの」と書いている。しかし、特筆すべきは、この提唱の前、1969年4月には一楽照雄を招聘して講演会が開催された²³⁾ことである。農村住宅団地建設計画の事業開始以前から、農住都市構想を推進する態勢を作っている上、農家が直接農住都市構想を構想者から聞く機会を設けている。この他、川崎市多摩農協は『農住都市構想とは』²⁴⁾『わたしたち農家は都市化への対策をどうやるべきか』²⁵⁾という冊子を作り、また1969年からの半年に、研究会や座談会、研修会を計24回開催する²⁶⁾など、農家への啓蒙を図っている。

前述の『農住都市構想とは』の中で「近郊農村の村づくり」の論考を載せているが、3-4で見た通り、この論考ではまだレジャー農業としての都市農業について言及はない。しかし、同冊子内では、レジャー農業を都市農業のメインとしてあげている。一般に農住都市構想の発表として扱われるため、この論考を載せたものと考えられるが、一方でレジャー農業についても触れていることから、その後の論考も把握していたと考えられる。

計画策定については、川崎市多摩農協より、農林中央金庫内の農協建築研究会⁽⁴⁾に対して、手伝いを依頼し、行われている。

5-4 計画の概要

ここでは農村住宅団地建設計画の助成事業の中で1971年3月に策定された『柿生地域農村住宅団地建設基本構想及び西百合ヶ丘地区農村住宅団地建設基本計画書』の概要を述べる。

第1・地区の概要では、立地条件、農業動向、農家の意向の3点を把握し、第2・農村住宅団地建設計画が続く。第2の中で、1・基本方針、2・総合整備計画、3・農業計画、4・住宅団地建設計画（センターゾーン）、5・農村住宅団地等建設のための開発手法及び組織についての問題点、が述べられている。

第2-2では、柿生地域全域について、開発の手法、土地利用計画、さらに人口、交通、公共施設計画を定める。

（開発手法、土地利用計画については後述する。）次に第2-3では前節の土地利用区計画に基づき、農業生産計画を導いている。第2-4では、西百合ヶ丘地区での具体的な整備計画を、第2-5では、計画の各スケール及び、各段階、実現方法について、未だ前例がないゆえに、多くの問題点を指摘している。

5-5 計画内容の特徴

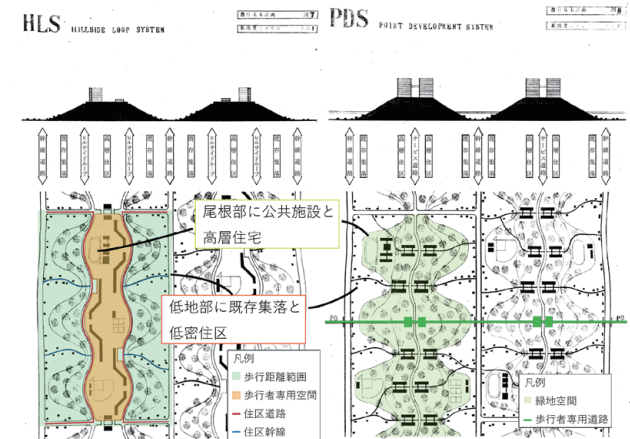


図3 HLSとPDS ※参考文献13より筆者が加筆して作成

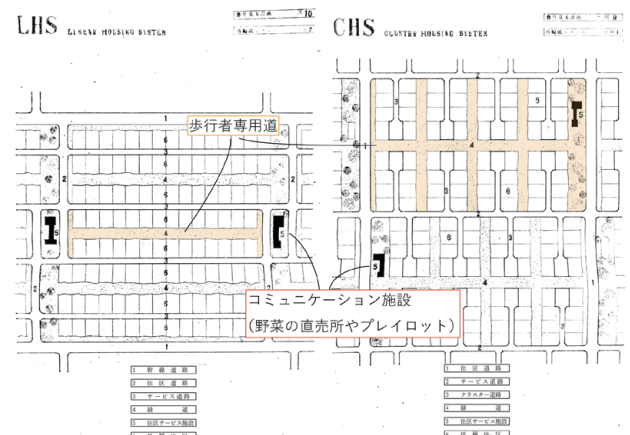


図4 LHSとCHS ※参考文献13より筆者が加筆して作成

まず大きな特徴として、地域全体についての計画を行っている点があげられる（図2）。1968年の都市計画法制定により、線引きを行うこととしていたのに対し、ここでは市街地だけではなく、山林や農地についても一体として計

表6 柿生地域農村住宅団地建設基本構想と農住都市構想の比較

論考	目的					手段		
	農家経済の安定	都市農業の確立	住宅の供給	良い環境づくり		合理的な土地利用	共有的な土地所有	農民主体の計画策定
				居住者の交流	農と住の混在			
農住都市構想	都市農業の確立、住宅の供給、生活のよき環境づくりにより農家経済の安定を図る	消費地への近接性を活かした地場消費の需要の取り込み 移住者のための観光農業を展開する	農民集団による自己所有地での住宅供給	移住者と既存住民との間に、よき関係をつくる	住宅団地を農地が取り囲むことで移住者の住環境を良好にする	自然状況を把握した上で農地にすべき土地と住宅地にすべき土地を農民自身が区分け	土地提供者が集団で土地を、提供面積に按分して共有する	理解の深い専門家の助言や協力を仰ぎながら、農民主体で行う
柿生地域農村住宅団地建設基本構想(1971)	農業生産計画を立て、所得額目標を定めている	消費地への近接性を活かした直売を計画 観光農業を行う	農協もしくは、これに変わるべき組織が行う	直売所や公共施設の利用	農地の「オープン効果」	地理的条件、社会的背景を考慮して区分けている	共同利用或は共有の形態が好ましい	農民が研究会や座談会を開き、さらに農村建築研究会の補助を得た
両者の関係	○	○	○	○	○	○	○	○

画に組み込んでいる。

2点目として、上記に関わるが地域内自給の考え方が行われている点がある。地域全体スケールでの計画において農地を組み込むことにより、農業計画も樹立することができ、「ここに設定した230haは、新都市人口需要に対し、50%前後は供給出来ると予想される。」と記している。

3点目として、開発手法を伴った郊外都市像を提示している点がある。地形に応じた開発システムの適用を計画している。高層住宅を設ける地区においては低地から谷にかけての部分に既存集落が存在するため、尾根部に公共施設と高層住宅を設け、公共施設を移住者、既存住民の両方がアクセスしやすい、HLS(HILL-SIDE LOOP SYSTEM)やPDS(POINT DEVELOPMENT SYSTEM)という開発手法を考えている。一方で戸建て住宅地においては、CHS(CLUSTER HOUSING SYSTEM)やLHS(LINEAR HOUSING SYSTEM)という開発手法で、歩行者専用道を十分に取るとともに、コミュニケーション施設として野菜の直売所やプレイロットを設け、住民の密な交流を企図している(図3,4)。これは構想を具体的な郊外都市像として描いたものと言え、都市計画の専門家による支援の結果であると考えられる。

5-6 柿生地域農村住宅団地建設基本構想の目的と手段

4-3同様、農住都市構想の際と同様の枠組みで整理すると表6のようになり、全ての点で農住都市構想との合致が見られる。全ての合致は見られなかった農村住宅団地建設計画の事業理念の下で実施、立案された計画で全ての点での一致が見られるのは、以下の理由によると考えられる。

1点目に土地所有者の主体性がある。農協及び農家が一乗照雄を招くなど、力をいれて農住都市構想の勉強を行っている。構想の内容を理解していたことは、構想の要素の中でも土地所有方法など、助成事業段階では言及しがたい点も取り入れることに繋がったと考えられる。

2点目に専門家の支援がある。農協建築研究会という組織が策定を支援している。これにより、より農住都市構想の概念の吸収が適切に行われたと考えられる。

6. 終わりに

本稿では、農村住宅団地建設計画、及び柿生地域農村住宅団地建設基本構想の特徴を明らかにし、両者が共に農住都市構想を反映していること、さらに助成事業段階では反映しきれなかった構想の要素まで反映する計画を立案していた地域が存在していたことがわかった。これは実際の計画策定において、土地所有者による主体性の発揮と、専門家による支援がなされたことによる。

1で述べた通り、人口減少下の現在、建ぺい地以外の農地等も一体として扱うことの重要性が指摘されている。特に市街地と農地を一体として扱う計画を策定する場合、農地等の所有者を含めた土地所有者、住民が主体性を発揮し、専門家が支援することが必要となると考えられる。

一方で本研究の射程は計画策定までである。上記2点を踏まえたうえで策定された計画の実行性の観点からの評価

が今後の課題としてあげられる。

補注

- (1) 一乗は1970年7月の論考以降農住都市構想関連の論考を発表していない。
- (2) この年代に行われた、農住都市構想を基にしたと考えられる事業として他に緑農住区開発計画調査がある。緑農住区開発計画調査は行政側での住宅供給を前提とするもので、農住都市構想の農家による住宅供給と考えを異にする。一方で農村住宅団地建設計画は、農家主体を意図し、農住都市構想に合致する。
- (3) 各地域の属する都道府県の公文書館へのレファレンスの結果、多くの地域で計画書などの資料が失われ、残っている地域でも、基本計画書があるのみであるところが多い。その中で、西百合ヶ丘は基本構想及び基本計画書がともに揃う。
- (4) 1964年、大高正人、山名元らが農林中央金庫内に設立した研究会。協同組合主義に関心のあった大高正人が会長となり、農協事務所の設計に携わる。(荻原敬、松隈洋、中島直人(2014)、「建築家 大高正人の仕事」、エクスマレッジ)1965年、合併以前の柿生農協の農協事務所の設計を行った。(川崎市多摩農業協同組合(1969)、「川崎市多摩農業協同組合史」)計画図から多摩N.T.の自然地形案が思い起こされよう。

参考文献・引用文献

- 1) 寺田徹、野村亘担当編集(2018)、「都市計画」、332、日本都市計画学会
- 2) 山本雅之(1980)、「農住構想10年のあゆみと展望-都市化と土地利用調整の課題-」、新都市、34(11)、pp.7-12、都市計画協会
- 3) 佐藤俊雄(1975)、「農住都市開発構想と農村住宅団地建設について」、人文地理、27(1)、pp.47-63、人文地理学会
- 4) 山名元(1979)、「農住都市建設について」、新都市、33(2)、pp.25-32、都市計画協会
- 5) 藤野厚、山名元、河崎和明、池田隆(1985)「大都市周辺における地域社会形成のあり方に関する実証的研究」、NRC-85-19委発研究、総合研究開発機構
- 6) 小場頼合二、大塚洋明、稲垣陽一、平本一雄、岩倉宏司(2010)、「郊外都市開発の歴史から見た農住都市構想と郊外都市論」、JA総研REPORT, Special Issue 21基 No.5
- 7) 地井昭夫(1977)、「農住都市における町づくりの問題点と可能性2」日本建築学会中国支部研究報告集、(2)、pp.113-116、建築学会
- 8) (1970)、「農村住宅団地建設計画の推進に関する調査研究等実施要領(昭和45年7月25日付け45農政第3771号農林事務次官依命通達)」
- 9) (1971)、「農村住宅団地建設計画の推進に関する調査研究等実施要領の運用について(昭和45年7月25日付け45農政第3780号農林省農政局長通達)」
- 10) (1970)、「農村住宅団地建設計画の推進に関する調査研究等実施要領の一部改正について(昭和46年6月2日付け46農政第2380号農林事務次官通達)」
- 11) (1971)、「農村住宅団地建設計画の推進に関する調査研究等実施要領の運用についての一部改正について(昭和46年6月2日付け46農政第2380号農林事務次官通達)」
- 12) 農林省農政司農協同組合課(1970)、「農村住宅団地建設計画の推進について」
- 13) 神奈川県川崎市多摩農業協同組合(1971)、「柿生地域農村住宅団地建設基本構想及び西百合ヶ丘地区農村住宅団地建設基本計画書」
- 14) 一乗照雄(1968)、「いまさらのことではあるが」、協同組合経営研究月報、(178)、協同組合経営研究所
- 15) 一乗照雄(1967)、「協同組合による農住都市づくり」、協同組合経営研究月報、(165)、pp.2、協同組合経営研究所
- 16) 一乗照雄(1968)、「近郊農村の村づくり-協同組合による農住都市の建設-」、協同組合経営研究月報、(176)、pp.46-50、協同組合経営研究所
- 17) 一乗照雄(1969)、「農住都市づくりの構想」、土地住宅総合研究、(19)、pp.32-37、土地住宅総合調査会
- 18) 一乗照雄(1970)、「農住都市づくりと農協」、協同組合経営研究月報、(202)、pp.2-16、協同組合経営研究所
- 19) 一乗照雄(1970)、「農住都市づくりについて」、学士会会報、(708)、pp.4-8、学士会
- 20) 中西一郎(1967)、「農と住の併建」、協同組合経営研究月報、(166)、pp.3-5、協同組合経営研究所
- 21) 農林省(1972)、「昭和46年度 農業の動向に関する年次報告」、p186
- 22) 川崎市多摩農業協同組合(1969)、「農協だより」、1969年6月10日
- 23) 川崎市多摩農業協同組合(1969)、「農協だより」、1969年5月10日
- 24) 川崎市多摩農業協同組合(1970)、「農住都市構想とは」
- 25) 川崎市多摩農業協同組合(1970)、「わたしたち農家は都市化への対策をどうやるべきか」
- 26) 新百合ヶ丘駅周辺土地区画整理組合(1985)、「ふるさとの心が感動するまちづくり 新百合ヶ丘駅周辺特定土地区画整理事業のあゆみ」